

実行委員長あいさつ

「こまえ平和フェスタ」へようこそ！

15回目となる今回もたくさんのご支援やご協力のお陰で開催の運びとなり、皆様に心から感謝いたします。

本日演じられる様々なプログラムやホワイエでの展示物を通して、今回のテーマである「沖縄に心をよせて」みたいと思います。今まで多くの犠牲を払い、さらに今現在も重荷を強いられている沖縄。これ以上の犠牲を出さないように、そして、平和な未来を子どもたちのために築いて行くには、これからどうしたらよいのか、みんなで考えてみましょう！

こまえ平和フェスタ 2019 実行委員長 佐久間 均

こまえ平和フェスタ 2019

実行委員会

<http://komae-heiwa-fes.clean.to/>

伊藤則子	井上真由美
大熊 啓	岡村透純
小俣眞智子	佐久間文音
佐久間 均	大門ミサ子
寺尾安子	二階堂まり
西尾真人	日向正文
広木澄子	細谷明美
宮原和美	村田拓朗



狛江市平和都市宣言

われわれ狛江市民は、「日本国憲法」の前文と世界の恒久平和を達成するという精神および第九条に記された「戦争の放棄、交戦権の否認」を狛江市および狛江市民の行動原理として高く掲げたい、と思う。

われわれのこの行動原理は、ヒロシマ、ナガサキ、第五福竜丸と三度にわたる原爆被爆の痛切なる体験にもとづき、かかる悲劇が二度とふたたび人類社会においてくりかえされてはならないとの確信にもとづくものである。

われわれは、今日の国際社会がわれわれの念願にもかかわらず、絶えざる核軍拡競争と、軍事的緊張の連続であるという事実を深く憂慮し、核軍縮こそ、人類の生存にとって最も優先させるべき課題であるとの認識のうえにたつて、全ての核保有国にたいし、

核兵器の研究、実験、開発、配備を停止すること、

および、率先して核兵器の削減をおこなうこと、

および、非核保有国をも含めた核軍縮交渉を開始すること、を希望する。

われわれの海や大地は、戦争のために汚されることがあってはならず、人類の生存のために利用されるべきものである、と確信するがゆえに、非核三原則を守り、狛江市および狛江市民は、各平和宣言都市と手を結び、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力することを宣言する。



昭和五十七年六月二十一日

東京都狛江市議会

狛江市の歌「水と緑のまち」

作詞/加藤 弘
作曲/山根京子



丹沢の峰 青くかすみ はるかな昔 若き^{おとめ}少女
富士の山 はるかに光る 布さらず 多摩の岸辺に
川の流れ 豊かに 万葉のうた しのべば
わが^{いのち}生命 風に歌う わが思い 雲に遊ぶ
ああ たたえよ ああ たたえよ
母なる 多摩川 ゆかしき ふるさと
水と緑の わが狛江 水と緑の わが狛江

陽ざしに映^はえる^える^る銀杏^{いちよう}の木立
古きより いずみ湧く里
石の鳥居 ひそかに
わがこころ 森に憩う
ああ たたえよ
あふれる 自然を
水と緑の わが狛江

あたたかく ふれあうまち
明日を拓(ひら)く 文化のまち
ともに求め つくろう
ああ われらが狛江

JASRAC 非管理楽曲

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。